

# 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長あてに意見書を提出することができる。

令和6年4月11日

千曲市長 小川 修



## 1 都市計画の変更案の概要

千曲都市計画道路の変更（千曲市決定）  
3・4・16号屋代東線（廃止）

## 2 都市計画の案の縦覧場所

千曲市役所都市計画課（〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地 千曲市役所3階）  
長野県建設部都市・まちづくり課（〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁7階）  
長野県千曲建設事務所整備課（〒387-0007 千曲市大字屋代1881 千曲庁舎1階）

## 3 都市計画の案の縦覧期間

令和6年4月12日（金）から令和6年4月25日（木）まで（午前8時30分～午後5時15分）  
ただし、土、日は除く

## 4 意見書について

### (1) 意見書を提出できる者

都市計画の変更に関係する市民、利害関係を有する者

### (2) 意見書提出期間

縦覧期間満了の日まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る）

### (3) 意見書の提出先

上記2の縦覧場所と同じ

### (4) 意見書の様式

千曲市ホームページからダウンロードするか、(3)の場所に備え付けてある様式を使用してください。

## 5 その他

問合せ先：千曲市建設部都市計画課（Tel.026-273-1111（内線3252））

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年4月11日から令和6年8月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年4月11日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画道路 3・4・13号一重山線

2 都市計画を定める土地の区域

千曲都市計画道路 3・4・13号一重山線

平成24年長野県告示第463号の土地の区域のうち、千曲市大字屋代字清水、字セツ石、字返町、字中原、字大境及び字松ヶ崎並びに大字雨宮字中原及び字町浦の各一部を変更し、千曲市大字屋代字地正の一部を追加する。

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県千曲建設事務所、千曲市役所

4 縦覧期間

自 令和6年4月12日

至 令和6年4月25日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和6年4月11日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

坂城都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）

(1) 長野広域連合B焼却施設

(2) 葛尾組合ごみ焼却場

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び坂城町役場

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和6年4月11日

長野県知事 阿部守一